

堺市消防長庁達第 1 号

庁 中 一 般
各 消 防 署

堺市消防通信指令業務規程（令和 2 年消防長庁達第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日

堺市消防長 西 尾 学

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 6 指令課長は、消防指令管制システムに障害が生じた場合又は災害通報が多数予測されるなど指令管制業務の円滑な遂行に影響を及ぼす場合において、消防局に勤務する職員で指令管制業務に従事経験のあるものを招集することができる。ただし、招集時期は、原則として当該職員の勤務時間中に限るものとする。

附 則

この庁達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。